

「審議参加と寄附金等に関する基準」に関する Q&A(イメージ)

平成19年〇月〇日

薬事・食品衛生審議会薬事分科会

平成 19 年〇月〇日薬事・食品衛生審議会薬事分科会で合意された「申し合わせ」(以下、「申し合わせ」という。)の「〇. 委員等が申請者等より寄附金・契約金等を受け取っている場合の取扱い」に関し、統一的な運用が図られるよう、以下のとおり、Q & Aを作成した。

Q 1:「寄附金・契約金等」には、申し合わせ注〇に例示されている項目のほかにもどのようなものが含まれるのか。

贈与された金銭、物品又は不動産の相当額、提供された役務、供応接待、遊技、ゴルフ又は旅行の相当額が含まれる。

Q 2: 学会長の立場で、当該学会に対する寄附金等を受け取った場合、どのように取り扱われるのか。

申し合わせ注〇に記載されている「学部長あるいは施設長等」と同様に取り扱われる。(本人名義であっても学会長の立場で、当該学会に対する寄附金等を受け取っていることが明確な場合は、自己申告の対象外とする)。

Q 3: 申し合わせの適用により、委員が審議会場から退室又は議決に加わらない場合、審議会の開催及び議決にどのように影響するのか。

委員の審議会場からの退室は欠席扱いとする。

委員が会議に出席はしているが、議決に加わらない場合、当該委員は予め議決権の行使を分科会長(部会長)に一任する旨の書状を提出することにより出席とみなし、その者の議決権は、可否に関する議決結果に従って分科会長(部会長)により行使されたものとする。

(参考) 薬事・食品衛生審議会令（平成 12 年 6 月 7 日政令第 286 号）より抜粋

第 9 条 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2 審議会の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 第 2 項の規定は、分科会及び部会の議事に準用する。